

## マッチオフィシャルに関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）、日本協会の支部である協会（以下、併せて「支部協会」という。）又は都道府県協会が主催する公式試合（以下、単に「試合」という。）におけるマッチオフィシャル（審判員）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (マッチオフィシャル)

**第2条** この規程においてマッチオフィシャルとは、試合を采配するレフリー、アシスタントレフリー及びタッチジャッジをいい、それぞれ試合において次に掲げる権限及び責任を有する。

- (1) レフリー（主審） 試合における唯一の判定者であり、試合中における全ての事項を管理し、競技規則を適用する権限及び責任を有する。
- (2) アシスタントレフリー（副審） 試合において、合図、タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否及びファウルプレーを指摘するとともに、レフリーの指示に従い、あらゆるレフリーの職務遂行を補佐する権限及び責任を有する。
- (3) タッチジャッジ（線審） 試合において、合図、タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否を指摘する権限及び責任を有する。

アシスタントレフリーとタッチジャッジの比較表

	レフリー資格	レフリーへの助言・アピール	タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否指摘
<b>A・R</b>	有（要）	可	可
<b>T・J</b>	無（不要）	不可	可

\*）タッチジャッジ：資格は不要であり、タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否指摘のみをする。

- 2 レフリーは、アシスタントレフリーに対して、その職務に属する事項、不正なプレー、又は時間の管理に関する事項について意見を求めることができる。また、レフリーのその他の職務に関する補佐を求めることができる。
- 3 レフリーは、アシスタントレフリー又はタッチジャッジが、タッチやタッチインゴールを示すために旗を上げ、又はアシスタントレフリーが不正なプレーを指摘する合図をした場合においても、その決定を変更することができる。

**4** レフリー及びアシスタントレフリーは、日本協会により審判資格の認定を受けた者でなければ務めることができない。ただし、日本協会が特に招聘した外国人審判及び国際試合においてワールドラグビー又はアジアラグビーから派遣されたマッチオフィシャルはこの限りでない。

**(マッチオフィシャルの指名)**

**第3条** マッチオフィシャルは、原則として試合の主催者が指名する。ただし、主催者による指名がないときは、両チームの協議により決定する。この場合において、協議がまとまらないときは、ホームチームが指名する。

**2** 試合は、原則として1名のレフリー及び2名のアシスタントレフリーから成るマッチオフィシャルの支配下で行われる。ただし、やむを得ない場合には、当該試合を担当するレフリー及び両チームの同意を得て、アシスタントレフリーの1名又は両名をタッチジャッジに代替させることができる。

**3** 試合主催者は、必要があるときは、3名のマッチオフィシャルに加えて、控えのレフリー、控えのアシスタントレフリー、テレビジョンマッチオフィシャル、タイムキーパー、マッチドクター、チームドクター、各チームのノンプレーイングメンバー、及びボールパーソンを指名することができる。

**(審判資格の種類)**

**第4条** 審判資格の種類は次のとおりとする。

- (1) A級レフリー 全ての国際試合及び全ての国内試合においてマッチオフィシャルを務めることができる審判資格
- (2) A1級レフリー 全ての国内試合のマッチオフィシャル及び日本協会が特に必要と認めた国際試合において、レフリー又はアシスタントレフリーを務めることができる審判資格
- (3) A2級レフリー 全ての国内試合のマッチオフィシャルを務めることができる審判資格
- (4) 女子A級レフリー 全ての女子国際試合及び全ての女子国内試合のマッチオフィシャルを務めることができる審判資格
- (5) セブンズA級レフリー セブンズ国際試合及びセブンズ国内試合のマッチオフィシャルを務めることができる審判資格
- (6) B級レフリー 支部協会又は都道府県協会が主催する全ての試合のマッチオフィシャルを務めることができる審判資格
- (7) C級レフリー 都道府県協会が主催する全ての試合のマッチオフィシャルを務めることができる審判資格

#### (審判資格の認定手続)

- 第5条** 審判資格の認定は、日本協会又は支部協会の各マッチオフィシャル委員会の推薦に基づき、各協会の理事会が審査し認定する。
- 2 審判資格者保有者のマッチオフィシャルとしての技能が著しく低下したとき、又はマッチオフィシャルとしての義務を怠ったときには、日本協会又は支部協会は、マッチオフィシャル委員会の審議を経て、審判資格の降級を行うことができる。
- 3 満18歳未満の者は、原則として審判資格の認定を受けることができない。
- 4 A級及びA1級、A2級、女子A級、セブンズA級のレフリーの資格期間は1年間とする。ただし、更新することができる。

#### (審判資格の認定基準)

- 第6条** 審判資格の認定基準は次の通りとする。

- (1) A級レフリー 前年度におけるA級レフリー又はA1級レフリーであって、日本協会が指定するレフリー研修会（以下「レフリー研修会」という。）に参加し、前年度の活動実績及び技能評価等に基づきA級レフリーの技能を有すると認められた者
- (2) A1級レフリー 前年度におけるA級レフリー、A1級レフリー又はA2級レフリーであって、レフリー研修会に参加し、前年度の活動実績及び技能評価等に基づきA1級レフリーの技能を有すると認められた者
- (3) A2級レフリー 前年度におけるA1級レフリー若しくはA2級レフリー又は支部協会からA2級レフリーとして推薦された者であって、レフリー研修会に参加し、A2級レフリーの技能を有すると認められた者。
- (4) 女子A級レフリー 前年度における女子A級レフリー又は支部協会から女子A級レフリーとして推薦された者であって、レフリー研修会に参加し、女子A級レフリーの技能を有すると認められた者。
- (5) セブンズA級レフリー セブンズA級レフリー又は支部協会からセブンズA級レフリーとして推薦された者であって、レフリー研修会に参加し、前年度の活動実績及び技能評価等に基づきセブンズA級レフリーの技能を有すると認められた者。
- (6) B級レフリー 支部協会が実施する審判認定講習会を受講して、B級レフリーの技能を有すると認められた者。
- (7) C級レフリー 都道府県協会が実施する審判認定講習会を受講して、C級レフリーの技能を有すると認められた者
- 2 支部協会又は都道府県協会が実施する審判認定講習会の参加基準は、各協会において定める。

#### (審判資格の登録)

**第7条** 審判資格の認定を受けた者（以下「審判資格保有者」という。）は、所属する支部協会及び都道府県協会において審判の登録を受けなければならない。

2 日本協会は、A級レフリー、A1級レフリー、A2級レフリー、女子A級レフリー及びセブンズA級レフリーの審判資格保有者に対し認定証を交付し、氏名を公表する。

#### (審判資格者の義務)

**第8条** 審判資格保有者は、担当した試合で退場処分や重症事故等が発生したときは、3日以内に所定の書式により当該試合の主催者に事故の報告をしなければならない。

2 審判資格保有者は、所定のレフリー研修会、審判認定講習会等に参加し、技能の向上に努めるとともに、積極的にマッチオフィシャルとしての活動を行わなければならない。

#### (審判資格の停止)

**第9条** 審判資格保有者の遵守事項及び審判資格保有者に対する処分は、倫理及び処分規程によるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、審判資格保有者が継続して1年間以上マッチオフィシャルとしての活動をしないときは、その登録協会は、マッチオフィシャル委員会の審議を経て、資格の停止又は資格の取り消しを行うことができる。

#### (マッチオフィシャルの服装)

**第10条** マッチオフィシャルは、試合において、両チームのプレイヤーと明確に区別できる色のジャージ、パンツ及びストッキングを着用しなければならない。

2 レフリーとアシスタントレフリーは原則として統一された服装を着用するものとする。

#### (マッチオフィシャルの養成)

**第11条** 日本協会、支部協会及び都道府県協会は、レフリーの技能及び資質の向上のため、レフリー研修会又は審判資格認定講習会を毎年開催しなければならない。

2 支部協会又は都道府県協会は、審判資格認定講習会を開催するために、日本協会に講師の派遣を要請することができる。

3 審判資格保有者の指導及び評価は、ワールドラグビーエデュケーター資格保有者及び各協会のマッチオフィシャル委員会指導担当及び評価担当が行う。

4 各協会のマッチオフィシャル委員会は、新たなマッチオフィシャルを積極的に発掘・養成しなければならない。

(旅費等)

**第12条** 公式試合のマッチオフィシャルを務めるために旅費等を要するときは、別に定める基準に従い旅費等を支給する。ただし、大会等に別段の規定がある場合はその規定に従う。

(改廃)

**第13条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年	4月1日	施行
2015年	7月1日	施行
2016年	8月1日	施行
2018年	8月1日	施行
2018年	12月1日	施行
2020年	5月1日	施行